

SOMPOケアグループご利用の皆さまへ

ご利用者様とそのご家族のための わたしのお守り総合補償制度

弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険

団体割引
25%



申込締切日 **2022年4月28日(金)**

保険期間 **2022年5月1日(月)**
午後4時(新規加入は午前0時)から1年間

中途加入の取扱い **毎月20日^(※)を締め切りとして、翌月の1日より保険開始**

(※)土・日・祝日の場合、翌営業日



一般社団法人
全国地域生活支援機構



損害保険ジャパン株式会社

5つの補償で皆さまの安心・安全な生活をお守りします！

個人賠償責任補償

示談交渉サービス付

3億円限度

日常生活において、偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人の財物に損害を与えるなどの法律上の損害賠償責任を負った場合が対象となります。



- 福祉施設を利用中に自室で水漏れを起こして階下の戸室に損害を与えてしまった。
- 車椅子の操作を誤り他の利用者と接触してケガを負わせた。
- 施設から貸与されていた財物を破損してしまった。
- 外出時に誤って線路内に侵入して電車を停めてしまい、損害賠償を請求された。

借家・入居施設補償



- 借用戶室を、火災・破裂・爆発により壊し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合（借家人賠償補償）。
- 借用戶室が、火災、落雷、破裂、爆発、外部からの物体の飛来、盗難等により損壊し、賃貸借契約やサービス利用契約に基づき、自己の費用で修理した場合（修理費用補償）。

- サービス付高齢者住宅の入居者が、失火により自室を破損してしまい、運営法人に対して法律上の賠償責任を負った。
- 自室が盗難被害に遭い、サービス利用契約に基づいて自己の費用で修理をする必要が生じた。

ケガの補償

ケガに加え、新型コロナウイルス感染症などの特定感染症も対象（後遺障害、入院・通院、葬祭費用のみ）

日常生活、就業中、通勤途上、福祉施設利用中等で、ケガを負った場合。

- 施設内で転倒しケガをした。
- レジャー中に足を捻挫した。



弁護士費用補償

（弁護のちから）

弁護士紹介サービス付

法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポート。

1. 被害事故 2. 人格権侵害



生活用動産の補償

（充実プランのみ）

住宅・入居施設内に所在する生活用動産（家財）が、偶然な事故によって破損した場合。

- 火災により、施設に持ち込んだ家財一式が焼失してしまった。
- 自身が所有するテレビやタンスなどの家財を倒し、破損させてしまった。



補償内容と掛金（保険料）

（保険期間1年、職種級別A級、天災危険補償特約、入院保険金支払限度日数変更特約（180日）、特定感染症危険（後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金）補償特約セット、団体割引25％、一時払）

		シンプルプラン	充実プラン
個人賠償責任補償		3億円 示談交渉サービス付	
借家・入居施設補償		借家人賠償責任補償：500万円 修理費用補償：100万円（自己負担額1事故につき3,000円）	
ケガの補償	死亡・後遺障害	134万円	216万円
	入院（日額）	3,000円	
	手術	外来の手術：1.5万円 入院中の手術：3万円	
	通院（日額）	1,000円	
	特定感染症（葬祭費用保険金）	300万円限度	
弁護士費用補償 （弁護のちから）	①被害事故 ②人格権侵害	法律相談費用：通算10万円限度（自己負担額1,000円） 弁護士委任費用：通算200万円限度（自己負担割合10％）	
生活用動産の補償 （充実プランのみ）		×	30万円 （自己負担額1事故につき3,000円）



年間掛金 ^{（※）}	14,750円	19,390円
---------------------	---------	---------

（注）制度運営費とは、この保険制度の運営上必要な費用（事務手続費用等）に充当するための費用です。

（※）掛金は保険料＋制度運営費（年会費2,040円）で構成されています。



1 個人賠償責任補償

被保険者の範囲：ご家族の皆さま^(※)



ご本人が日常生活でパニックを起こして第三者に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

- 誤って線路内に侵入して電車を停めてしまった
- 他人から預かった財物への損害も対象（詳細はP.11 参照）

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。自己負担額（免責金額）はありません。

国内・国外補償

示談交渉サービス付
《日本国内で発生した事故のみ》

■保険金額

3億円



(※)「ご家族の皆さま」とは次のとおりです。

- ① 被保険者本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。
- ⑥ ②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

補償の対象となる事故（例）



- 福祉施設を利用中にパニックを起こして壁を壊してしまった。
- 車椅子の操作を誤り他の通行人と接触してケガを負わせた。
- 入居戸室で水漏れを起こし、階下の戸室に損害を与えてしまった。
- 認知症者等が線路に立ち入り、鉄道会社に損害を与えてしまった。

補償の対象外となる事故（例）



- 故意に他の入居者の所有物を壊した。
- 大勢の前で他の入居者を罵倒して、精神的苦痛を与えた。
- 自動車運転中に通行人に接触しケガをさせてしまった。

※上記の内容は一般的な事例を記載したものです。実際の事故の形態等により解釈が異なる可能性がありますので、ご注意ください。

2 借家・入居施設補償

被保険者の範囲：被保険者ご本人



- ① 借用戶室を、火災・破裂・爆発により壊し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します（借家人賠償補償）。
- ② 借用戶室が、火災、落雷、破裂、爆発、外部からの物体の飛来、盗難等により損壊し、賃貸借契約やサービス利用契約に基づき、自己の費用で修理した場合に補償します（修理費用補償）。

■保険金額
借家人賠償

500万円

修理費用

100万円

国内のみ補償

修理費用補償
自己負担額

1事故につき
3,000円



3 ケガの補償

被保険者の範囲：被保険者ご本人 

日常生活、就業中、通勤途上、福祉施設利用中などで、ケガを負った場合に補償します。

国内・国外補償

- ケガに加え、新型コロナウイルス感染症などの特定感染症も対象（詳細はP.10 参照）
- 天災（地震・噴火およびこれらによる津波）によるケガも対象



急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる保険金

死 亡・後遺障害

■保険金額
 [死亡保険金]
 シンプルプラン 134万円
 充実プラン 216万円
 [後遺障害]
 死亡保険金の4%~100%

入 院

■保険金額
 1日あたり
3,000円

手 術

■保険金額
 外来：**1.5万円**
 入院：**3万円**

通 院

■保険金額
 1日あたり
1,000円

（注）入院日数は180日限度、通院日数は90日限度（事故の発生の日から1,000日以内）となります。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

4 生活用動産の補償（充実プランのみ）

被保険者の範囲：被保険者ご本人 

住宅・入居施設内に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する生活用動産（家財）が、偶然な事故によって破損した場合に補償します。

国内のみ補償

POINT!

損害額は新価（損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力ものを再取得するのに要する額をいいます。）で計算します。

■保険金額
30万円

自己負担額
 1事故につき
3,000円



※一部保険の対象外となるものがありますのでご注意ください。

【対象外となる主なもの】

- ① 携帯電話・スマートフォン ② ノートパソコン ③ コンタクトレンズ・眼鏡・サングラス・補聴器 ④ 義歯・義肢 ⑤ 動植物 ⑥ 自転車
 ⑦ 有価証券 ⑧ クレジットカード・プリペイドカード など



“弁護のちから”が支える2つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



被保険者ご本人だけでなく、お子さま(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

①被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といわれられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



②人格権侵害(※2)(※3)

- いじめにあい、精神的苦痛を受けた。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- SNS上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。



✕ 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

など

(※1) 被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚の子が対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

(※3) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償(※)

① 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)

通算 **10** 万円限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用

− 自己負担額 (免責金額) **1,000円**

② 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)

通算 **200** 万円限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用

× (100% − 自己負担割合 **10%**)

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。



いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例 (被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委託のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談にかかった費用 **1万円**

法律相談費用保険金のお支払額

1万円 − 1,000円 (自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 **50万円**
着手金 15万円、報酬金 35万円

弁護士委任費用保険金のお支払額

50万円 × (100% − 10% (自己負担割合)) = **45万円**

合計 45万 9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいらなくても安心!「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

(注1) 保険金のお支払方法等重要な事項は、P.9「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

(注2) 弁護士費用補償または個人賠償責任補償における補償の重複については、P.12をご確認ください。

さまざまな

トラブルが潜む中…

法的トラブルについては このような声があります

Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブル が起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、
さまざまな法的トラブルが起きています。

「ある」と答えた方

約**6.5**人に**1**人

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、
専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。でも・・・

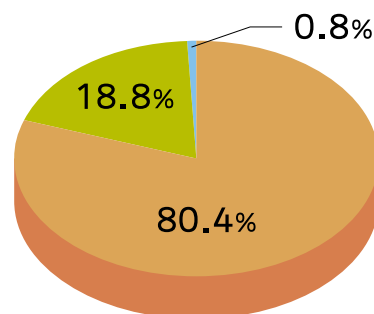
Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

「身近に相談できる弁護士がいない」という方が多いのが現状です。

相談できる弁護士がいない 80.4%

相談できる弁護士がいる 18.8%

わからない 0.8%



出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室

「総合法律支援に関する世論調査」をもとに損保ジャパンにて作成

全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人

Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と
感じている人が約6割もいます。

費用が高そうだから 62.8%

弁護士に関する情報がわからないから 37.4%

身近に弁護士がいないから 17.1%

話が難しそうだから 16.4%

その他 32.0%

わからない 1.3%

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室

「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)

0 20 40 60 80 (%)

お申込方法・掛金(保険料)お支払方法

お申込方法

【継続加入】

2022年5月1日 保険始期の場合

3月上旬に更新手続きのご案内をお送りします。

同条件でご継続の場合

自動継続となりますので、お手続きは不要です。

※ただし、お口座のご登録がない方、口座に不備があり、正しい内容で再登録いただけない方はお手続きが必要です。

プラン変更、脱退等を行う場合

同封の「非継続・変更承認請求書」へご記入・ご捺印のうえ、同封の返信用封筒にてご返送ください。

※3月31日(金)必着

【新規加入】

2022年5月1日 保険始期の場合

「個人会員申込書 兼「わたしのお守り総合補償制度」加入申込書 兼 預金口座振替依頼書」を、下記【お手続き書類のご提出先】までご提出ください。

※4月28日(金)必着

【中途加入】

2022年6月1日以降 保険始期の場合

「個人会員申込書 兼「わたしのお守り総合補償制度」加入申込書 兼 預金口座振替依頼書」を、下記【お手続き書類のご提出先】までご提出ください。

※毎月20日(土・日・祝日の場合翌営業日)までのお手続きで、翌月1日を保険始期日とした中途加入となります。

【お手続き書類のご提出先】

〒162-0822

東京都新宿区下宮比町2-28 飯田橋ハイタウン431号

一般社団法人全国地域生活支援機構 宛 (TEL:03-4500-8481)

掛金(保険料)お支払い方法

保険始期月の翌月27日(土・日・祝日の場合翌営業日)に、「JLSAカイヒ」としてご指定の口座から振替いたします。

保険開始時期別の口座振替日の詳細については、P.8をご参照ください。

お申し込み後の各種手続き方法(変更・脱退など)

一般社団法人全国地域生活支援機構(TEL:03-4500-8481)までご連絡ください。お手続きに必要な書類をお送りします。

中途加入掛金表^(※1)

(保険期間1年、職種級別A級、天災危険補償特約、入院保険金支払限度日数変更特約(180日)、特定感染症危険(後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金)補償特約セット、団体割引25%、一時払)

保険開始日	手続き締切日	口座振替日 ^(※2)	加入プラン(各プランの補償内容はP.2をご参照ください。)	
			シンプルプラン	充実プラン
2022年5月1日	2022年4月20日	2022年6月27日	14,750円	19,390円
2022年6月1日	2022年5月20日	2022年7月27日	13,490円	17,770円
2022年7月1日	2022年6月20日	2022年8月27日	12,300円	16,200円
2022年8月1日	2022年7月20日	2022年9月27日	11,060円	14,550円
2022年9月1日	2022年8月22日	2022年10月27日	9,810円	12,930円
2022年10月1日	2022年9月20日	2022年11月28日	8,580円	11,310円
2022年11月1日	2022年10月20日	2022年12月27日	7,390円	9,740円
2022年12月1日	2022年11月21日	2023年1月27日	6,140円	8,080円
2023年1月1日	2022年12月20日	2023年2月27日	4,910円	6,460円
2023年2月1日	2023年1月20日	2023年3月27日	3,680円	4,850円
2023年3月1日	2023年2月20日	2023年4月27日	2,470円	3,260円
2023年4月1日	2023年3月20日	2023年5月29日	1,230円	1,620円

(※1)掛金は保険料+制度運営費(月会費170円、年間2,040円)で構成されています。

(※2)記載日が土・日・祝日の場合は翌営業日

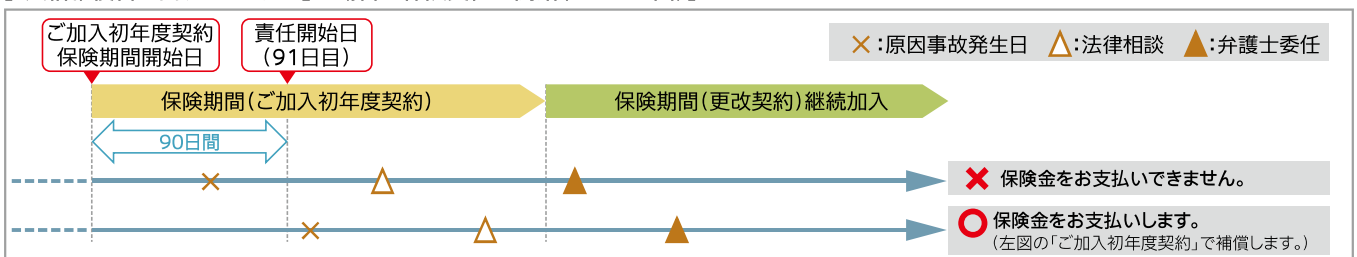
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時(新規加入は午前0時)に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】



【「人格権侵害に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注)「人格権侵害に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

ご注意ください

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)(にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

商品の仕組み	この商品は傷害総合保険普通保険約款に弁護士費用総合補償特約等の各種特約をセットしたものです。		
保険契約者	一般社団法人 全国地域生活支援機構		
保険期間	2022年5月1日午後4時(新規加入は午前0時)から2023年5月1日午後4時までの1年間となります。		
申込締切日	2022年4月28日		
引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等	引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。		
加入者	加入対象者	一般社団法人 全国地域生活支援機構の会員	
	被保険者	一般社団法人 全国地域生活支援機構の会員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。	
	お支払方法	2022年6月27日に、ご指定の口座からお引き落としいたします。	
	お手続き方法	次のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の全国地域生活支援機構までご送付ください。	
		ご加入対象者	お手続き方法
		新規加入者の皆さま	「個人会員申込書 兼「わたしのお守り総合補償制度」加入申込書 兼 預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
		継続加入者の皆さま	自動継続となります。変更、脱退をご希望の場合は、P.7記載のお手続きが必要です。
	中途加入	保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2023年5月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、保険始期月の翌月27日(土・日・祝日の場合翌営業日)に、ご指定の口座からお引き落としいたします。	
加入者	中途脱退	この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の全国地域生活支援機構までご連絡ください。	
	団体割引	団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この保険は成立しませんので、ご了承ください。	
満期返れい金・契約者配当金		この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

ケガの補償
被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下ケガの補償において「事故」といいます。)(によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ケガ(国内外補償)	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁が5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(4\%~100\%)}$	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数(180日限度)}$ (※)入院保険金支払限度日数変更特約(180日)をセットしています。	
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) $\text{手術(重大手術(※3)以外)} \\ \text{＜入院中に受けた手術の場合＞} \quad \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10(\text{倍}) \\ \text{＜外来で受けた手術の場合＞} \quad \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5(\text{倍})$ (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (次ページへ続きます。)	

個人賠償責任補償（個人賠償責任補償特約）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任（国内外補償）	個人賠償責任（注）	日本国内または国外において、被保険者^(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありません。）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者^(※1)の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物（受託品）^(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどに電車等^(※3)を運行不能にさせた場合 （※1）この特約における被保険者は次のとおりです。 ア、本人 イ、本人の配偶者 ウ、本人またはその配偶者の同居の親族 エ、本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ、本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ、イ、からエ、までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 （※2）次のものは「受託品」に含まれません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハンングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ■貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ■山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ■データやプログラム等の無体物 ■漁具 ■1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ■不動産 など （※3）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気の事故または機械的事故 ・置き忘れ^(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など （※1）次のア、からウ、までのいずれかに該当するものを除きます。 ア、主たる原動力が人力であるもの イ、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ、身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの （※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
	費用の補償	以下①から⑧までのいずれかに該当する事故により、借用住宅（日本国内において被保険者が借用または使用する建物または住戸室をいいます。）に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主（転貸人を含みます。）との契約に基づき、自己の費用で現実これを修理したときは、修理費用（借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。）に対して、修理費用の額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします（1回の事故につき修理費用の保険金額を限度とします。）。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対して、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。 ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられその他これらに類する物の落下もしくは飛来、台風、暴風雨、水災（豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。）による損害を除きます。 ⑤給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ ⑥騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑦風災、雪災または雪災。ただし、借用住宅の内部については、借用住宅またはその一部が風災、雪災または雪災によって直接破損したために生じた損害にかぎります。 ⑧盗難（強盗または窃盗ならびにこれらの未遂をいいます。）	①故意 ②心神喪失による損害 ③借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事による損害 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任 ⑦借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任 など ①故意もしくは重大な過失または法令違反 ②被保険者または借用住宅の貸主が所有または運転する車両の衝突・接触 ③戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）等 ④地震、噴火またはこれらによる津波 など

借家・入居施設補償（借家人賠償責任補償特約、修理費用補償特約）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任	借家人賠償責任（国内のみ補償）（注）	日本国内において被保険者^(※)が借用・使用する借用戸室を火災・破裂・爆発により損壊したことにより、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（免責金額はありません。）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、借家人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 （※）被保険者には以下の①または②のいずれかに該当する者を含みます。 ①借用戸室の賃借名義人が被保険者と異なる場合はその賃借名義人 ②①に該当しない被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方（被保険者の親族にかぎります。）。ただし、被保険者が未成年者または責任無能力者であって、被保険者に関する事故にかぎります。	①故意 ②心神喪失による損害 ③借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事による損害 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任 ⑦借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任 など
	修理費用（国内のみ補償）（注）	以下①から⑧までのいずれかに該当する事故により、借用住宅（日本国内において被保険者が借用または使用する建物または住戸室をいいます。）に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主（転貸人を含みます。）との契約に基づき、自己の費用で現実これを修理したときは、修理費用（借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。）に対して、修理費用の額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします（1回の事故につき修理費用の保険金額を限度とします。）。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対して、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。 ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられその他これらに類する物の落下もしくは飛来、台風、暴風雨、水災（豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。）による損害を除きます。 ⑤給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ ⑥騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑦風災、雪災または雪災。ただし、借用住宅の内部については、借用住宅またはその一部が風災、雪災または雪災によって直接破損したために生じた損害にかぎります。 ⑧盗難（強盗または窃盗ならびにこれらの未遂をいいます。）	①故意もしくは重大な過失または法令違反 ②被保険者または借用住宅の貸主が所有または運転する車両の衝突・接触 ③戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）等 ④地震、噴火またはこれらによる津波 など

生活用動産の補償（住宅内生活用動産補償特約）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
物の損害の補償	住宅内生活用動産（国内のみ補償）（注）	住宅^(※1)内に所在する生活用動産^(※2)で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する物について、日本国内における偶然な事故によって生じた損害に対して、再調達価額^(※3)を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用動産の保険金額を限度とします。 （※1）「住宅」とは、加入依頼書等記載の住宅をいい、物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。 （※2）「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、じゅう器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいいます。 （※3）「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価格または修理費のいずれか低い方でお支払いします。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの

（次ページへ続きます。）

(前ページの続きです。)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
物の損害の補償	住宅内生活用財産(国内のみ補償) ^(注)	(注) 保険の対象が貴金属、宝玉または宝石もしくは書画、骨とう、彫刻物その他の美術品である場合は、1個、1組または1対のものについては各30万円を、乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注) 次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■手形その他の有価証券(小切手を除きます。) ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ■ドローンその他無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属物 など	⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ ^(※) または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など (※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明

用語	用語の定義	
原因事故	法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。	
	トラブルの種類	原因事故の発生の時
	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時
	2. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時
財物	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物(通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。)をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。	
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。	
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kitan.html)	
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。	
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	
被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子	被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。	
弁護士	弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。	
法律相談	弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。	
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブル、人格権侵害に関するトラブルまたは労働に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。	
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。	
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。	
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。	
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。	

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと (注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者の職業または職務 ★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<他の身体障害または疾病の影響について>

すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時(新規加入は午前0時)に始まります。
(注)中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

[弁護士費用総合補償特約]

- ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 人格権侵害に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合※借家人賠償責任補償特約の対象となる事故については示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および 保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および 事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合 法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために 必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担する ことが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき 保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金を支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金を支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。

また、契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報を契約者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

① 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- | | | | |
|---|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 | ☐ 保険金額 | ☐ 保険期間 | ☐ 保険料、保険料払込方法 |
| ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと | | | |

② ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。

☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項をご確認ください。】

☐ 補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者

（注1）オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

（注2）プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

③ お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

ご加入者限定電話相談サービス わたしのお守り総合補償制度では、電話相談サービスを無料でご利用いただけます。

被害事故・嫌がらせ相談窓口

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

（注1）本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

（注2）ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

（注3）ご利用は日本国内からにかぎります。

（注4）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（注5）「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。

事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日 0120-727-110

SOMPO 健康・生活サポートサービス

損保ジャパンの弁護のちからにご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

サービスメニュー	●健康・医療相談サービス	●専門医相談サービス（予約制）	●メンタルヘルス相談サービス
	●介護関連相談サービス	●法律・税務・年金相談サービス（予約制・30分間）	●メンタルITサポート（Webストレスチェック）サービス
	●人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス	一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。	
	●医療機関情報提供サービス		

（注1）本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

（注2）ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

（注3）ご利用は日本国内からにかぎります。

（注4）ご相談内容やお取次事項によっては有料となるものがあります。

（注5）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（注6）ご利用いただく際は、加入者証等に記載の各「SOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号」「被害事故・嫌がらせ相談窓口専用電話番号」までご連絡ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●入退会に関するお問い合わせ

一般社団法人 全国地域生活支援機構「JLSA」 事務局

〒162-0822 東京都新宿区下宮比町2-28 飯田橋ハイタウン431号

TEL: **03-4500-8481** FAX: 03-4333-7920

【受付時間】平日:午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業) URL: <https://jlsa-net.jp/>

※(一社)全国地域生活支援機構「JLSA」呼称
“ジルサ”でご連絡ください。

●取扱代理店(補償制度の内容のお問い合わせ)

※本欄が空欄の場合は、以下「幹事代理店」までお問い合わせください。

●幹事取扱代理店

株式会社グリット

〒162-0822 東京都新宿区下宮比町2-28 飯田橋ハイタウン431号

TEL: **03-4500-8480** FAX: 03-4333-7920

【受付時間】平日:午前9時から午後5時まで
(土・日・祝日・年末年始は休業)

URL: <https://grit-az.com/>

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパンビル41階

TEL: 03-3349-5137

【受付時間】平日:午前9時から午後5時まで
(土・日・祝日・年末年始は休業)

※株式会社グリット(およびその提携代理店)はSOMPOケアグループが指定する保険の取扱代理店です。

万一、事故にあわれたら

●事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、損保ジャパン、または下記事故サポートセンターまで連絡ください。

●取扱代理店

株式会社グリット

TEL: **03-4500-8480**

【受付時間】平日:午前9時から午後5時まで
上記の時間帯はこちらまでご連絡ください。

事故サポートセンター TEL: 0120-727-110 【受付時間】24時間365日

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

●損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 **そんぽADRセンター** ◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日:午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)



0570-022808 <通話料有料>

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。